

条 例 議 案 の 概 要

—平成24年9月定例会—

目 次

議案第 87 号	盛岡市における常勤の特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例について	1
議案第 88 号	盛岡市手数料条例の一部を改正する条例について	2
議案第 89 号	盛岡市下水道条例の一部を改正する条例について	5
議案第 90 号	盛岡市工場等設置奨励条例の一部を改正する条例について	10
議案第 91 号	盛岡市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例について	14
議案第 92 号	盛岡市公民館条例の一部を改正する条例について	18

議案第 87 号

盛岡市における常勤の特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

現在、市の財政状況を勘案し、特別職の給与を減額しているところであるが、今般の職員の逮捕事案についての責任を明確にするため、市長の平成 24 年 10 月分から同年 12 月分までの給与を更に減額しようとするものである。

2 改正の内容

区 分	基本給料月額	平成23年9月13日から 平成25年3月31日まで の給料月額	平成24年10月1日から 平成24年12月31日まで の給料月額
市 長	1,138,000円	1,080,000円	864,000円

3 施行期日

公布の日

議案第 88 号

盛岡市手数料条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

盛岡市有機物資源活用施設における牛ふんの処理に係る手数料を定めようとするものである。

2 改正の内容

盛岡市有機物資源活用施設における牛ふん（畜産農業に係るものに限る。）の処理に係る手数料を次のとおり定める。

- (1) 市民が自ら搬入する場合 1トンまでごとに 500円
- (2) 市民から申込みを受けて市が収集する場合 1トンまでごとに 2,000円

3 施行期日

平成25年2月1日

盛岡市手数料条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後			改正前		
○盛岡市手数料条例 平成12年3月30日条例第29号			○盛岡市手数料条例 平成12年3月30日条例第29号		
第1条から第9条まで 略 附 則 略 附 則 (平成24年条例第 号)			第1条から第9条まで 略 附 則 略		
この条例は、平成25年2月1日から施行する。					
別表 (第2条, 第4条関係)			別表 (第2条, 第4条関係)		
手数料を徴収する事務	名称	金額	手数料を徴収する事務	名称	金額
1から65まで 略			1から65まで 略		
66 もりおか市民カード(市の電子計算機に接続された端末装置による住民基本台帳法第12条第1項に規定する住民票の写しの交付を請求するためにのみ使用するカードをいう。)の交付	もりおか市民カード 交付手数料	1枚につき300円	66 もりおか市民カード(市の電子計算機に接続された端末装置による住民基本台帳法第12条第1項に規定する住民票の写しの交付を請求するためにのみ使用するカードをいう。)の交付	もりおか市民カード 交付手数料	1枚につき300円
67 盛岡市有機物資源活用施設における牛ふん(畜産農業に係るものに限る。)の処理	牛ふん処理手数料	(1) 市民が自ら搬入する場合 1トンまでごとに500円 (2) 市民から申込みを受けて市が収集する場			

改正後			改正前		
		合 1トンまでごとに 2,000円			
68 租税以外の徴収金に関する証明	租税以外の徴収金に関する証明手数料	1件（納付者2人以上又は納付年度が2年以上にわたるものについては、それぞれ1人又は1年度を1件）につき300円	67 租税以外の徴収金に関する証明	租税以外の徴収金に関する証明手数料	1件（納付者2人以上又は納付年度が2年以上にわたるものについては、それぞれ1人又は1年度を1件）につき300円
69 営業に関する証明	営業に関する証明手数料	300円	68 営業に関する証明	営業に関する証明手数料	300円
70から75まで 略			69 削除		
			70から75まで 略		

議案第 89 号

盛岡市下水道条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

下水道法施行令（昭和 34 年政令第 147 号）の改正に伴い、除害施設の設置等の基準を改めようとするものである。

2 改正の内容

特定事業場以外の公共下水道使用者が除害施設の設置等を行わなければならない基準として、下水に含まれる 1・4-ジオキサンの上限（1リットルにつき 0.5 ミリグラム）を加える。

3 施行期日

公布の日

盛岡市下水道条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市下水道条例 昭和36年3月28日条例第15号</p> <p>目次から第2章の2まで 略</p> <p>第3章 公共下水道の使用 (除害施設の設置等)</p> <p>第8条 法第12条第1項の規定により、次に定める基準に適合しない下水を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならない。</p> <p>(1) 温度 45度未満 (2) 水素イオン濃度 水素指数5を超え9未満 (3) ノルマルヘキサン抽出物質含有量 ア 鉱油類含有量 1リットルにつき5ミリグラム以下 イ 動植物油脂類含有量 1リットルにつき30ミリグラム以下 (4) 沃(よう)素消費量 1リットルにつき220ミリグラム未満</p> <p>2 前項の規定は、公共下水道に排除する下水の1日当たりの平均的な排出量が50立方メートル未満である場合は、適用しない。 (特定事業場からの下水の排除の制限)</p> <p>第8条の2 特定事業場から下水を排除して公共下水道を使用する者は、法第12条の2第3項及び第5項の規定により、次に定める基準に適合しない水質の下水を排除してはならない。</p> <p>(1) アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量 1リットルにつき380ミリグラム未満 (2) 水素イオン濃度 水素指数5を超え9未満 (3) 生物化学的酸素要求量 1リットルにつき5日間に600ミリグラム未満 (4) 浮遊物質量 1リットルにつき600ミリグラム未満</p>	<p>○盛岡市下水道条例 昭和36年3月28日条例第15号</p> <p>目次から第2章の2まで 略</p> <p>第3章 公共下水道の使用 (除害施設の設置等)</p> <p>第8条 法第12条第1項の規定により、次に定める基準に適合しない下水を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならない。</p> <p>(1) 温度 45度未満 (2) 水素イオン濃度 水素指数5を超え9未満 (3) ノルマルヘキサン抽出物質含有量 ア 鉱油類含有量 1リットルにつき5ミリグラム以下 イ 動植物油脂類含有量 1リットルにつき30ミリグラム以下 (4) 沃(よう)素消費量 1リットルにつき220ミリグラム未満</p> <p>2 前項の規定は、公共下水道に排除する下水の1日当たりの平均的な排出量が50立方メートル未満である場合は、適用しない。 (特定事業場からの下水の排除の制限)</p> <p>第8条の2 特定事業場から下水を排除して公共下水道を使用する者は、法第12条の2第3項及び第5項の規定により、次に定める基準に適合しない水質の下水を排除してはならない。</p> <p>(1) アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量 1リットルにつき380ミリグラム未満 (2) 水素イオン濃度 水素指数5を超え9未満 (3) 生物化学的酸素要求量 1リットルにつき5日間に600ミリグラム未満 (4) 浮遊物質量 1リットルにつき600ミリグラム未満</p>

改正後	改正前
<p>(5) ノルマルヘキサン抽出物質含有量</p> <p>ア 鉱油類含有量 1リットルにつき5ミリグラム以下</p> <p>イ 動植物油脂類含有量 1リットルにつき30ミリグラム以下</p> <p>2 特定事業場から排除される下水に係る前項に規定する水質の基準は、次の各号に掲げる場合においては、同項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に規定する緩やかな排水基準とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる項目に係る水質に関し、当該下水が当該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道からの放流水に係る公共の水域に直接排除されたとした場合においては、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）の規定による環境省令により、同号に定める基準より緩やかな排水基準が適用される時。</p> <p>(2) 前項第2号から第5号までに掲げる項目に係る水質に関し、当該下水が当該河川その他の公共の水域（湖沼を除く。）に直接排除されたとした場合においては、水質汚濁防止法の規定による環境省令により、当該各号に定める基準より緩やかな排水基準が適用される時。</p> <p>（除害施設の設置等）</p> <p>第8条の3 法第12条の11第1項の規定により、次に定める基準に適合しない下水（法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。）を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならない。</p> <p>(1) カドミウム及びその化合物 1リットルにつきカドミウム0.1ミリグラム以下</p> <p>(2) シアン化合物 1リットルにつきシアン1ミリグラム以下</p> <p>(3) 有機燐（りん）化合物 1リットルにつき1ミリグラム以下</p> <p>(4) 鉛及びその化合物 1リットルにつき鉛0.1ミリグラム以下</p> <p>(5) 六価クロム化合物 1リットルにつき六価クロム0.5ミリグラム以下</p> <p>(6) 砒（ひ）素及びその化合物 1リットルにつき砒（ひ）素0.1ミリグ</p>	<p>(5) ノルマルヘキサン抽出物質含有量</p> <p>ア 鉱油類含有量 1リットルにつき5ミリグラム以下</p> <p>イ 動植物油脂類含有量 1リットルにつき30ミリグラム以下</p> <p>2 特定事業場から排除される下水に係る前項に規定する水質の基準は、次の各号に掲げる場合においては、同項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に規定する緩やかな排水基準とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる項目に係る水質に関し、当該下水が当該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道からの放流水に係る公共の水域に直接排除されたとした場合においては、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）の規定による環境省令により、同号に定める基準より緩やかな排水基準が適用される時。</p> <p>(2) 前項第2号から第5号までに掲げる項目に係る水質に関し、当該下水が当該河川その他の公共の水域（湖沼を除く。）に直接排除されたとした場合においては、水質汚濁防止法の規定による環境省令により、当該各号に定める基準より緩やかな排水基準が適用される時。</p> <p>（除害施設の設置等）</p> <p>第8条の3 法第12条の11第1項の規定により、次に定める基準に適合しない下水（法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。）を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならない。</p> <p>(1) カドミウム及びその化合物 1リットルにつきカドミウム0.1ミリグラム以下</p> <p>(2) シアン化合物 1リットルにつきシアン1ミリグラム以下</p> <p>(3) 有機燐（りん）化合物 1リットルにつき1ミリグラム以下</p> <p>(4) 鉛及びその化合物 1リットルにつき鉛0.1ミリグラム以下</p> <p>(5) 六価クロム化合物 1リットルにつき六価クロム0.5ミリグラム以下</p> <p>(6) 砒（ひ）素及びその化合物 1リットルにつき砒（ひ）素0.1ミリグ</p>

改正後	改正前
<p>ラム以下</p> <p>(7) 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物 1リットルにつき水銀0.005ミリグラム以下</p> <p>(8) アルキル水銀化合物 検出されないこと。</p> <p>(9) ポリ塩化ビフェニル 1リットルにつき0.003ミリグラム以下</p> <p>(10) トリクロロエチレン 1リットルにつき0.3ミリグラム以下</p> <p>(11) テトラクロロエチレン 1リットルにつき0.1ミリグラム以下</p> <p>(12) ジクロロメタン 1リットルにつき0.2ミリグラム以下</p> <p>(13) 四塩化炭素 1リットルにつき0.02ミリグラム以下</p> <p>(14) 1・2-ジクロロエタン 1リットルにつき0.04ミリグラム以下</p> <p>(15) 1・1-ジクロロエチレン 1リットルにつき1ミリグラム以下</p> <p>(16) シス-1・2-ジクロロエチレン 1リットルにつき0.4ミリグラム以下</p> <p>(17) 1・1・1-トリクロロエタン 1リットルにつき3ミリグラム以下</p> <p>(18) 1・1・2-トリクロロエタン 1リットルにつき0.06ミリグラム以下</p> <p>(19) 1・3-ジクロロプロペン 1リットルにつき0.02ミリグラム以下</p> <p>(20) テトラメチルチウラムジスルフィド (別名チウラム) 1リットルにつき0.06ミリグラム以下</p> <p>(21) 2-クロロ-4・6-ビス (エチルアミノ) -s-トリアジン (別名シマジン) 1リットルにつき0.03ミリグラム以下</p> <p>(22) S-4-クロロベンジル=N・N-ジエチルチオカルバマート (別名チオベンカルブ) 1リットルにつき0.2ミリグラム以下</p> <p>(23) ベンゼン 1リットルにつき0.1ミリグラム以下</p> <p>(24) セレン及びその化合物 1リットルにつきセレン0.1ミリグラム以下</p> <p>(25) ほう素及びその化合物 1リットルにつきほう素10ミリグラム以下</p>	<p>ラム以下</p> <p>(7) 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物 1リットルにつき水銀0.005ミリグラム以下</p> <p>(8) アルキル水銀化合物 検出されないこと。</p> <p>(9) ポリ塩化ビフェニル 1リットルにつき0.003ミリグラム以下</p> <p>(10) トリクロロエチレン 1リットルにつき0.3ミリグラム以下</p> <p>(11) テトラクロロエチレン 1リットルにつき0.1ミリグラム以下</p> <p>(12) ジクロロメタン 1リットルにつき0.2ミリグラム以下</p> <p>(13) 四塩化炭素 1リットルにつき0.02ミリグラム以下</p> <p>(14) 1・2-ジクロロエタン 1リットルにつき0.04ミリグラム以下</p> <p>(15) 1・1-ジクロロエチレン 1リットルにつき1ミリグラム以下</p> <p>(16) シス-1・2-ジクロロエチレン 1リットルにつき0.4ミリグラム以下</p> <p>(17) 1・1・1-トリクロロエタン 1リットルにつき3ミリグラム以下</p> <p>(18) 1・1・2-トリクロロエタン 1リットルにつき0.06ミリグラム以下</p> <p>(19) 1・3-ジクロロプロペン 1リットルにつき0.02ミリグラム以下</p> <p>(20) テトラメチルチウラムジスルフィド (別名チウラム) 1リットルにつき0.06ミリグラム以下</p> <p>(21) 2-クロロ-4・6-ビス (エチルアミノ) -s-トリアジン (別名シマジン) 1リットルにつき0.03ミリグラム以下</p> <p>(22) S-4-クロロベンジル=N・N-ジエチルチオカルバマート (別名チオベンカルブ) 1リットルにつき0.2ミリグラム以下</p> <p>(23) ベンゼン 1リットルにつき0.1ミリグラム以下</p> <p>(24) セレン及びその化合物 1リットルにつきセレン0.1ミリグラム以下</p> <p>(25) ほう素及びその化合物 1リットルにつきほう素10ミリグラム以下</p>

改正後	改正前
<p>(26) ふつ素及びその化合物 1リットルにつきふつ素8ミリグラム以下</p> <p>(27) <u>1・4-ジオキサン</u> 1リットルにつき0.5ミリグラム以下</p> <p>(28) フェノール類 1リットルにつき5ミリグラム以下</p> <p>(29) 銅及びその化合物 1リットルにつき銅3ミリグラム以下</p> <p>(30) 亜鉛及びその化合物 1リットルにつき亜鉛2ミリグラム以下</p> <p>(31) 鉄及びその化合物(溶解性) 1リットルにつき鉄10ミリグラム以下</p> <p>(32) マンガン及びその化合物(溶解性) 1リットルにつきマンガン10ミリグラム以下</p> <p>(33) クロム及びその化合物 1リットルにつきクロム2ミリグラム以下</p> <p>(34) ダイオキシン類 1リットルにつき10ピコグラム以下</p> <p>(35) アンモニア性窒素, 亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量 1リットルにつき380ミリグラム未満</p> <p>(36) 生物化学的酸素要求量 1リットルにつき5日間に600ミリグラム未満</p> <p>(37) 浮遊物質量 1リットルにつき600ミリグラム未満</p>	<p>(26) ふつ素及びその化合物 1リットルにつきふつ素8ミリグラム以下</p> <p>(27) フェノール類 1リットルにつき5ミリグラム以下</p> <p>(28) 銅及びその化合物 1リットルにつき銅3ミリグラム以下</p> <p>(29) 亜鉛及びその化合物 1リットルにつき亜鉛2ミリグラム以下</p> <p>(30) 鉄及びその化合物(溶解性) 1リットルにつき鉄10ミリグラム以下</p> <p>(31) マンガン及びその化合物(溶解性) 1リットルにつきマンガン10ミリグラム以下</p> <p>(32) クロム及びその化合物 1リットルにつきクロム2ミリグラム以下</p> <p>(33) ダイオキシン類 1リットルにつき10ピコグラム以下</p> <p>(34) アンモニア性窒素, 亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量 1リットルにつき380ミリグラム未満</p> <p>(35) 生物化学的酸素要求量 1リットルにつき5日間に600ミリグラム未満</p> <p>(36) 浮遊物質量 1リットルにつき600ミリグラム未満</p>
<p>2 第8条第2項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第2項中「前項」とあるのは「<u>第8条の3第1項</u>」と、「<u>下水の</u>」とあるのは「<u>下水(同項第1号から第27号まで, 第34号及び第35号に掲げる物質に係る下水を除く。)</u>の」と読み替えるものとする。</p>	<p>2 第8条第2項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第2項中「前項」とあるのは「<u>第8条の3第1項</u>」と、「<u>下水の</u>」とあるのは「<u>下水(同項第1号から第26号まで, 第33号及び第34号に掲げる物質に係る下水を除く。)</u>の」と読み替えるものとする。</p>
<p>第8条の4から第5章まで 略</p>	<p>第8条の4から第5章まで 略</p>
<p>附 則 略</p>	<p>附 則 略</p>
<p><u>附 則 (平成24年条例第 号)</u></p>	
<p><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>	
<p>別表第1及び別表第2 略</p>	<p>別表第1及び別表第2 略</p>

議案第 90 号

盛岡市工場等設置奨励条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

盛岡市産業支援センターの創業支援室，盛岡市産学官連携研究センターの研究開発室若しくは事業化支援ブース又は盛岡市新事業創出支援センターの貸工場の使用の許可を受けた者（以下「産業支援施設使用者」という。）が使用許可の期間満了後，引き続き市の区域内で工場等の操業又は営業を開始した場合の雇用奨励金の交付要件を定めようとするものである。

2 改正の内容

(1) 改正前

区分	交付要件		雇用奨励金の額 (1人につき)
	新規雇用者数	投下固定資産及び工場等用建物敷地の取得価格総額	
新設	10人以上	5,000万円以上	20万円
拡充	5人以上	2,500万円以上	10万円

(2) 改正後

区分	交付要件		雇用奨励金の額 (1人につき)
	新規雇用者数	投下固定資産及び工場等用建物敷地の取得価格総額	
新設	10人以上	5,000万円以上	20万円
産業支援施設使用者（産業支援施設の使用許可の期間満了後引き続き操業又は営業を開始した場合）	5人以上	2,500万円以上	20万円
拡充	5人以上	2,500万円以上	10万円

3 施行期日

公布の日

盛岡市工場等設置奨励条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市工場等設置奨励条例 昭和63年7月1日条例第23号</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、市の区域内における工場等の新設及び拡充を奨励することにより、産業の振興と雇用の促進を図り、もつて市勢の振興と地域経済の発展に資することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 工場等 物品の製造若しくは加工の事業、卸売の事業、貨物運送の事業又は特定事業（広告代理業若しくはエンジニアリング業に属する事業又は高度技術工業集積地域開発促進法第8条の機械その他の償却資産等を定める省令を廃止する等の省令（平成11年自治省令第11号）第1条の規定による廃止前の地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律第12条の地方公共団体等を定める省令（昭和63年自治省令第25号）第2条の表に規定する事業をいう。）の用に供する施設（盛岡市産業支援センターの創業支援室、盛岡市産学官連携研究センターの研究開発室若しくは事業化支援ブース又は盛岡市新事業創出支援センターの貸工場（以下「産業支援施設」という。）を除く。）をいう。</p> <p>(2) 新設 市の区域内に工場等を有しない者が市の区域内に工場等を設置することをいう。</p> <p>(3) 拡充 市の区域内に工場等を有する者が、当該工場等の工場等用の建物を増築し、若しくはその設備を増強し、又は市の区域内に新たに工場等を設置することをいう。</p> <p>(4) 工場等用建物 工場等用の建物及びその附属設備で固定資産税の課税客体となるもののうち直接第1号に規定する事業の用に供されるもの</p>	<p>○盛岡市工場等設置奨励条例 昭和63年7月1日条例第23号</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、市の区域内における工場等の新設及び拡充を奨励することにより、産業の振興と雇用の促進を図り、もつて市勢の振興と地域経済の発展に資することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 工場等 物品の製造若しくは加工の事業、卸売の事業、貨物運送の事業又は特定事業（広告代理業若しくはエンジニアリング業に属する事業又は高度技術工業集積地域開発促進法第8条の機械その他の償却資産等を定める省令を廃止する等の省令（平成11年自治省令第11号）第1条の規定による廃止前の地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律第12条の地方公共団体等を定める省令（昭和63年自治省令第25号）第2条の表に規定する事業をいう。）の用に供する施設_____をいう。</p> <p>(2) 新設 市の区域内に工場等を有しない者が市の区域内に工場等を設置することをいう。</p> <p>(3) 拡充 市の区域内に工場等を有する者が、当該工場等の工場等用の建物を増築し、若しくはその設備を増強し、又は市の区域内に新たに工場等を設置することをいう。</p> <p>(4) 工場等用建物 工場等用の建物及びその附属設備で固定資産税の課税客体となるもののうち直接第1号に規定する事業の用に供されるもの</p>

改正後	改正前
<p>をいう。</p> <p>(5) 償却資産 構築物、機械及び装置その他の規則で定めるもので固定資産税の課税客体となるもののうち直接第1号に規定する事業の用に供されるものをいう。</p> <p>(6) 投下固定資産 新設又は拡充に係る工場等用建物及び償却資産をいう。</p> <p>(7) 新規雇用者 新設又は拡充を行つた工場等に新たに雇用された者で、第1号に規定する事業に係る業務に直接従事し、常時雇用されるものをいう。</p> <p>(8) <u>産業支援施設使用者 産業支援施設の使用の許可を受けた者をいう。</u></p> <p>(便宜供与)</p> <p>第3条 市長は、工場等の新設又は拡充を行う者に対し、必要に応じ、工場等用地の取得、用水及び電力の確保、労務の充足、資金の調達等のあつせん協力をを行うほか、工場等用地、道路その他関連施設の整備に努めるものとする。</p> <p>第4条及び第5条 削除</p> <p>(雇用奨励金の交付)</p> <p>第6条 次に掲げる要件に該当する工場等については、新設又は拡充を行つた工場等の設置者に対し、雇用奨励金を交付する。</p> <p>(1) 工場等が操業又は営業を開始した日(以下「操業等開始日」という。)から起算して6月を経過した日に雇用されていた新規雇用者(雇用された日から起算して1年を経過した日以前6月以上市の区域内に住所を有する新規雇用者に限る。)で、雇用された日(その日が操業等開始日前である場合にあつては、操業等開始日)から起算して1年以上引き続き雇用されたもの(以下「市内居住新規雇用者」という。)を、新設の場合にあつては10人以上(産業支援施設使用者が産業支援施設の使用許可の期間満了後引き続き工場等の操業又は営業を開始した場合にあつて</p>	<p>をいう。</p> <p>(5) 償却資産 構築物、機械及び装置その他の規則で定めるもので固定資産税の課税客体となるもののうち直接第1号に規定する事業の用に供されるものをいう。</p> <p>(6) 投下固定資産 新設又は拡充に係る工場等用建物及び償却資産をいう。</p> <p>(7) 新規雇用者 新設又は拡充を行つた工場等に新たに雇用された者で、第1号に規定する事業に係る業務に直接従事し、常時雇用されるものをいう。</p> <p>(便宜供与)</p> <p>第3条 市長は、工場等の新設又は拡充を行う者に対し、必要に応じ、工場等用地の取得、用水及び電力の確保、労務の充足、資金の調達等のあつせん協力をを行うほか、工場等用地、道路その他関連施設の整備に努めるものとする。</p> <p>第4条及び第5条 削除</p> <p>(雇用奨励金の交付)</p> <p>第6条 次に掲げる要件に該当する工場等については、新設又は拡充を行つた工場等の設置者に対し、雇用奨励金を交付する。</p> <p>(1) 工場等が操業又は営業を開始した日(以下「操業等開始日」という。)から起算して6月を経過した日に雇用されていた新規雇用者(雇用された日から起算して1年を経過した日以前6月以上市の区域内に住所を有する新規雇用者に限る。)で、雇用された日(その日が操業等開始日前である場合にあつては、操業等開始日)から起算して1年以上引き続き雇用されたもの(以下「市内居住新規雇用者」という。)を、新設の場合にあつては10人以上</p>

改正後	改正前
<p>は、5人以上)、拡充の場合にあつては5人以上雇用していること。</p> <p>(2) 投下固定資産及び工場等用建物の敷地である土地(その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該工場等の建設の着手があつた場合における当該土地に限る。)の取得価格の総額が一決算期間(当該一決算期間が、1年を超える場合にあつては1年、1年未満である場合にあつては1年の範囲内で市長が認定する期間)内において、新設の場合にあつては5,000万円以上(産業支援施設使用者が産業支援施設の使用許可の期間満了後引き続き工場等の操業又は営業を開始した場合にあつては、2,500万円以上)、拡充の場合にあつては2,500万円以上であること。</p> <p>2 前項の雇用奨励金の額は、市内居住新規雇用者1人につき、新設の場合にあつては20万円、拡充の場合にあつては10万円とする。ただし、その額は、当該工場等の新設又は拡充1件につき2,000万円を限度とする。</p> <p>第7条から第18条まで 略</p> <p>附 則 略</p> <p>附 則 (平成24年条例第 号)</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p>	<p>_____、拡充の場合にあつては5人以上雇用していること。</p> <p>(2) 投下固定資産及び工場等用建物の敷地である土地(その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該工場等の建設の着手があつた場合における当該土地に限る。)の取得価格の総額が一決算期間(当該一決算期間が、1年を超える場合にあつては1年、1年未満である場合にあつては1年の範囲内で市長が認定する期間)内において、新設の場合にあつては5,000万円以上_____</p> <p>_____、拡充の場合にあつては2,500万円以上であること。</p> <p>2 前項の雇用奨励金の額は、市内居住新規雇用者1人につき、新設の場合にあつては20万円、拡充の場合にあつては10万円とする。ただし、その額は、当該工場等の新設又は拡充1件につき2,000万円を限度とする。</p> <p>第7条から第18条まで 略</p> <p>附 則 略</p>

議案第 91 号

盛岡市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成19年法律第40号）第10条第1項の規定に基づき、工場又は事業場の敷地面積に対する緑地及び環境施設の面積の割合に関する基準の特例を適用する区域を追加しようとするものである。

2 改正の内容

土地利用状況や周辺環境に応じて緑地及び環境施設の確保割合を緩和する区域のうち、乙種区域に、新たに上飯岡工業団地、盛岡中央工業団地、盛岡南工場流通団地及び都南工業団地の4つの区域を加える。

現行

改正後

区分	区域	工場敷地面積に対する確保割合	区分	区域	工場敷地面積に対する確保割合
甲種区域	盛岡南新都市産業等用地，青山地区工業用地，みたけ地区工業用地	緑地：15%以上 環境施設： 20%以上	甲種区域	盛岡南新都市産業等用地，青山地区工業用地，みたけ地区工業用地	緑地：15%以上 環境施設： 20%以上
乙種区域	盛岡工業団地，芋田地区工業地域，生出地区工業用地，四十四田工業団地，上武道地区工業用地，芋田向地区工業用地	緑地：10%以上 環境施設： 15%以上	⇒ 乙種区域	盛岡工業団地，芋田地区工業地域，生出地区工業用地，四十四田工業団地，上武道地区工業用地，芋田向地区工業用地， <u>上飯岡工業団地</u> ， <u>盛岡中央工業団地</u> ， <u>盛岡南工場流通団地</u> ， <u>都南工業団地</u>	緑地：10%以上 環境施設： 15%以上

3 施行期日

公布の日

盛岡市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する
 条例新旧対照表

改正後					改正前				
○盛岡市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例 平成23年6月29日条例第28号					○盛岡市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例 平成23年6月29日条例第28号				
第1条及び第2条 略 (区域並びに緑地及び環境施設の敷地面積に対する割合)					第1条及び第2条 略 (区域並びに緑地及び環境施設の敷地面積に対する割合)				
第3条 この条例を適用する区域及び当該区域の範囲並びに当該区域における緑地及び環境施設の面積のそれぞれの敷地面積に対する割合は、次表のとおりとする。					第3条 この条例を適用する区域及び当該区域の範囲並びに当該区域における緑地及び環境施設の面積のそれぞれの敷地面積に対する割合は、次表のとおりとする。				
区域の区分	区域	区域の範囲	緑地の面積の敷地面積に対する割合	環境施設 の面積の敷地面積 に対する割合	区域の区分	区域	区域の範囲	緑地の面積の敷地面積に対する割合	環境施設 の面積の敷地面積 に対する割合
甲種区域	法第10条第1項の同意企業立地重点促進区域(以下「同意企業立地重点促進区域」という。)のうち盛岡南新都市産業等用地	盛岡南新都市土地区画整理事業204街区の一部	100分の15以上	100分の20以上	甲種区域	法第10条第1項の同意企業立地重点促進区域(以下「同意企業立地重点促進区域」という。)のうち盛岡南新都市産業等用地	盛岡南新都市土地区画整理事業204街区の一部	100分の15以上	100分の20以上
	同意企業立地重点促進区域のうち青山地区工業用地	青山二丁目の一部				同意企業立地重点促進区域のうち青山地区工業用地	青山二丁目の一部		
	同意企業立地重点促進区域のうちみたけ地区工業用地	みたけ六丁目の一部				同意企業立地重点促進区域のうちみたけ地区工業用地	みたけ六丁目の一部		

改正後					改正前				
乙種区域	同意企業立地重点促進区域のうち盛岡工業団地	玉山区渋民字狐沢の一部及び玉山区渋民字岩鼻の一部	100分の10以上	100分の15以上	乙種区域	同意企業立地重点促進区域のうち盛岡工業団地	玉山区渋民字狐沢の一部及び玉山区渋民字岩鼻の一部	100分の10以上	100分の15以上
	同意企業立地重点促進区域のうち芋田地区工業地域	玉山区芋田字上芋田の一部及び玉山区芋田字下芋田の一部				同意企業立地重点促進区域のうち芋田地区工業地域	玉山区芋田字上芋田の一部及び玉山区芋田字下芋田の一部		
	同意企業立地重点促進区域のうち生出地区工業用地	玉山区下田字生出の一部				同意企業立地重点促進区域のうち生出地区工業用地	玉山区下田字生出の一部		
	同意企業立地重点促進区域のうち四十四田工業団地	上田字松屋敷の一部及び上田字岩脇の一部				同意企業立地重点促進区域のうち四十四田工業団地	上田字松屋敷の一部及び上田字岩脇の一部		
	同意企業立地重点促進区域のうち上武道地区工業用地	玉山区芋田字上武道の一部				同意企業立地重点促進区域のうち上武道地区工業用地	玉山区芋田字上武道の一部		
	同意企業立地重点促進区域のうち芋田向地区工業用地	玉山区好摩字上山の一部及び玉山区好摩字芋田向の一部				同意企業立地重点促進区域のうち芋田向地区工業用地	玉山区好摩字上山の一部及び玉山区好摩字芋田向の一部		
	同意企業立地重点促進区域のうち上飯岡工業団地	上飯岡1地割の一部							
	同意企業立地重点促進区域のうち盛岡中央工業団地	川目第9地割の一部及び川目第12地割の一部							
	同意企業立地重点促進区域のうち盛岡南工場	羽場9地割の一部, 羽場10地割の一部							

改正後				改正前
	流通団地	部, 湯沢 13 地割の 一部及び湯沢 16 地 割の一部		附 則 略
	同意企業立地重点促進 区域のうち都南工業団 地	手代森 5 地割の一 部		
附 則 略				
附 則 (平成24年条例第 号) この条例は, 公布の日から施行する。				

議案第 92 号

盛岡市公民館条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

松園地区公民館に設置する別館の使用料を定めるほか、必要な規定の整備をしようとするものである。

2 改正の内容

(1) 別館を設置することに伴い、既存の建物を本館とし、リハーサル室を第1リハーサル室とする。

(2) 別館の使用料を次表のとおりとする。

区分		午前9時 から正午 まで	午後1時 から午後 5時まで	午後6時 から午後 9時まで	午前9時 から午後 5時まで	午後1時 から午後 9時まで	午前9時 から午後 9時まで
別 館	第1研修室	1,300円	1,800円	1,300円	3,100円	3,100円	4,400円
	第2研修室	1,300円	1,800円	1,300円	3,100円	3,100円	4,400円
	第3研修室	1,300円	1,800円	1,300円	3,100円	3,100円	4,400円
	第2リハーサル室	1,300円	1,800円	1,300円	3,100円	3,100円	4,400円
	調理実習室	2,300円	3,100円	2,300円	5,400円	5,400円	7,700円
	プレールーム	1,400円	1,900円	1,400円	3,300円	3,300円	4,700円

3 施行期日

教育委員会規則で定める日

盛岡市公民館条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後							改正前								
○盛岡市公民館条例 昭和55年3月28日条例第21号 本則及び附則 省略 附 則 (平成24年条例第 号) この条例は、教育委員会規則で定める日から施行する。							○盛岡市公民館条例 昭和55年3月28日条例第21号 本則及び附則 省略								
別表 (第8条関係) 別表 (1) から (6) まで 省略 (7) 盛岡市松園地区公民館							別表 (第8条関係) 別表 (1) から (6) まで 省略 (7) 盛岡市松園地区公民館								
	区分	午前9時 から 正午ま で	午後1時 から 午後5時 まで	午後6時 から 午後9時 まで	午前9時 から 午後5時 まで	午後1時 から 午後9時 まで	午前9時 から 午後9時 まで		区分	午前9時 から 正午ま で	午後1時 から 午後5時 まで	午後6時 から 午後9時 まで	午前9時 から 午後5時 まで	午後1時 から 午後9時 まで	午前9時 から 午後9時 まで
本館	ホール	2,700円	3,600円	2,700円	6,300円	6,300円	9,000円		ホール	2,700円	3,600円	2,700円	6,300円	6,300円	9,000円
	第1リハーサル室	800円	1,000円	800円	1,800円	1,800円	2,600円		リハーサル室	800円	1,000円	800円	1,800円	1,800円	2,600円
	会議室	800円	1,000円	800円	1,800円	1,800円	2,600円		会議室	800円	1,000円	800円	1,800円	1,800円	2,600円
別館	第1研修室	1,300円	1,800円	1,300円	3,100円	3,100円	4,400円								
	第2研修室	1,300円	1,800円	1,300円	3,100円	3,100円	4,400円								
	第3研修室	1,300円	1,800円	1,300円	3,100円	3,100円	4,400円								
	第2リハーサル室	1,300円	1,800円	1,300円	3,100円	3,100円	4,400円								
	調理実習室	2,300円	3,100円	2,300円	5,400円	5,400円	7,700円								
	プレールーム	1,400円	1,900円	1,400円	3,300円	3,300円	4,700円								

改正後	改正前
<p>備考</p> <p>1 冷暖房を使用する期間においては、表に掲げる額の3割に相当する額を冷房料又は暖房料として徴収する。</p> <p>2 専ら準備又は練習のためにホールの舞台のみを使用するときの使用料の額は、表に掲げる額の5割に相当する額とする。</p> <p>別表(8)から(13)まで 省略</p>	<p>備考</p> <p>1 冷暖房を使用する期間においては、表に掲げる額の3割に相当する額を冷房料又は暖房料として徴収する。</p> <p>2 専ら準備又は練習のためにホールの舞台のみを使用するときの使用料の額は、表に掲げる額の5割に相当する額とする。</p> <p>別表(8)から(13)まで 省略</p>